入 札 説 明 書

平成２４年７月１８日付けで公告した制限付き一般競争入札（物品調達契約）に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

1　発注者　青森県知事

2　入札に付する事項

(1) 品　名　①レーダー搭載車　②検問車

(2) 規　格　定員５人以上、４WD、AT車、全長4.9m以上（詳細は仕様書参照）

(3) 数　量　３台（内訳　①２台　②１台）

(4) 納入期限　平成２５年３月２２日

(5) 納入場所　青森市内の警察本部の指定した場所

3　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア　政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ　青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ　物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）第5で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、A等級に格付されている者であること。

エ　県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

オ　物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ　競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

キ　営業品目（自動車）が競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は２（1）に掲げる物品と同一の種類の物品について、過去５年の間に納入実績があることを証明した者であること。

ク　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（第3-1号及び第3-2号様式。以下「申請書」という。）を原則として持参により提出し、入札に参加す

る者に必要な資格の確認を受けなければならない。資格の確認結果については、制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書(第５号様式)により通知する。

ア　提出期限　平成２４年７月２６日　午後３時００分

イ　提出場所　青森県青森市長島一丁目１番１号

青森県　出納局　会計管理課　物品調達グループ（県庁東棟１階）

ウ　提出部数　１部

4　入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第１号様式）を原則として持参により提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、青森県出納局会計管理課ホームページへの掲載及び会計管理課物品調達グループにある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

(1) 提出期限　平成２４年７月２６日　午後３時００分

(2) 提出場所　３の(2)のイに定める場所に同じ。

5　制限付き一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

(1) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

(2) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6　入札及び開札に関する事項

(1) 日時　平成２４年８月３日　午前１１時３０分

(2) 場所　青森県青森市長島一丁目１番１号

青森県庁舎東棟１階　会計管理課入札室

(3) 入札保証金　免除する。

(4) 入札に関する注意事項

ア　入札に参加する場合には、下記の書類を持参すること。

(ｱ) 制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

(ｲ) 委任代理人が入札するときは、委任状（既に有効な期間委任状を提出している場合は、持参不要である。)。

イ　入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書を遵守するものとする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のＵＲＬ（アドレス）から入手できる。

http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/yosan/files/kokoroe.pdf

ウ　入札書には、別紙参考書式を参考に、次の事項を記載すること。

(ｱ) 入札年月日

(ｲ) あて名は、「青森県知事」とする。

(ｳ) 入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印（個人の場合は、住所、氏名及び印）

(ｴ) 入札金額

(ｵ) 品名

(ｶ) 数量等

エ　入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算

した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

オ　郵便により入札書を提出することは認めない。

カ　入札執行回数は、原則として、３回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

キ　２回目の入札において、落札者がなく、かつ、１者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その１者との随意契約によるものとする。

ク　１回目又は２回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者、最低制限価格制度を適用する場合に失格となった者は、以後の再度入札には参加できないものとする。

ケ　再度入札に移行した場合において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

コ　入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

サ　委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名押印しなければならないものとする。

(5) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

ア　予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ　落札者となるべき同価の入札者が２人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

7　契約に関する事項

(1) 契約書（案）　別紙のとおり

(2) 契約保証金

契約者は、契約金額の100分の５以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア　契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ　過去２年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約書の取り交わしの時期　落札決定の日から７日以内に契約を締結する。

(4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が３の(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

8　その他

(1) 自動車リサイクル料金は、本体価格に含めるものとする。

(2) 自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険の取扱は、別途とする。

(3) 仕様書の配布及び同仕様書に関する質問は、青森県警察本部警務部警務課　装備車両係 主任 小田桐雄一までお願いします。（TEL　017－723－4211　内線　2675 ）

9　問い合わせ先

青森県青森市長島一丁目１番１号　青森県庁東棟１階
青森県　出納局　会計管理課　物品調達グループ
担当　主事　笠井　悠美
電話　０１７－７３４－９０９８

物　品　売　買　契　約　書　（案）

住所
受注者

青森市長島一丁目１番１号
発注者　　青　森　県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、　　　　　　を除く。）契約を締結した。

（物品売買及び売買代金）
第１条　受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買い受けることを約した。
⑴ 名　　称　　①レーダー搭載車　②検問車
⑵ 形式・規格　　別紙仕様書のとおり
⑶ 数　　量　　３台（内訳　①２台　②１台）
⑷ 金　　額　　¥.
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　¥.　　　　　　）
（契約保証金）
第２条(A)　契約保証金は、金　　　　　　円とする。
２　前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。
３　第１項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。
第２条(B)　契約保証金は、免除する。
（売買物品の納入等）
第３条　売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。
⑴ 納入期限　　平成２５年３月２２日
⑵ 納入場所　　別紙仕様書のとおり
２　受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。
３　受注者は、第１項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。
（売買物品の検査等）
第４条　発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものとする。
２　前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。
３　受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。
４　第１項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。
５　前条第２項及び第３項並びに前４項の規定は、代品の納入について準用する。

（所有権の移転時期）
第５条　売買物品の所有権は、前条第１項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。
（売買代金の支払）
第６条　受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。
２　発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に売買代金を支払うものとする。
（遅延利息）
第７条　受注者は、その責めに帰する理由により第3条第1項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金の額につき年3.1パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。
２　発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除するものとする。
（かし担保責任）
第８条　発注者は、売買物品の所有権が移転した後、売買物品に数量の不足その他隠れたかしがあることを発見したときは、当該所有権の移転後1年以内に受注者に対して売買物品の補修、取替え、この契約の解除又はこれらに代え、若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。
２　発注者は、受注者が前項の補修又は取替えに応じないときは、補修又は取替えに代わる必要な措置を講ずることができるものとし、これに要する費用は受注者が負担するものとする。
（契約の解除）
第９条　発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
⑴ その責めに帰する理由により、第3条第1項の納入期限までに物品を納入しなかったとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。
⑵ その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
（契約保証金の帰属）
第10条(A)　発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第2条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。
（違約金）
第10条(B)　発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。
（損害賠償）
第11条　発注者は、第9条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。
（協議事項）
第12条　この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

平成２４年　　月　　日

受注者　　　　　　　　　　　　　㊞

発注者　青森県知事　三　村　申　吾　印

内訳

品名	品質・規格	数量	単価（税抜き）	計
レーダー搭載車	仕様書のとおり	２台		
検問車	仕様書のとおり	１台		
計				
消費税及び地方消費税				
合計				

暴力団排除に係る特記事項

（総則）

第１　受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年３月 青森県条例第９号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

（暴力団排除に係る契約の解除）

（8）第１号から第６号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

２　前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

第２　発注者は、受注者（第１号から第５号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人（受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者））が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

（1）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。第５号及び第６号において同じ。）であると認められるとき。

（2）自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

（3）暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。

（4）正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。

（5）暴力団員と交際していると認められるとき。

（6）暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。

（7）その者又はその支配人（その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者）が第１号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。

参考（契約書として調製するときは、この部分は削除する。）

【契約保証金等に係る削除条項例】

1　契約金額150万円以下の随意契約による免除（財務規則第159条第1項第6号該当）

第2条(A)、第10条(A)

2　履行保証保険契約締結による免除（財務規則第159条第1項第1号該当）

第2条(A)、第10条(A)

3　実績免除（財務規則第159条第1項第2号該当）

第2条(A)、第10条(A)

4　現金（又は納付証券）による納付（財務規則第159条第1項本文該当）

第2条(B)、第10条(B)

仕様書最終確認

レーダー搭載車仕様書

青森県警察本部警務課

レーダー搭載車

第１　仕様総説

１　この車両は、主として交通取締用に使用するものであって、この仕様書に示す諸装置を備え、構造堅牢で性能良好なものとし、かつ「道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）」を満足するものであること。

２　契約業者は、この仕様書に基づき別紙に示す提出図面のほか、諸元表、制作工程表各１部を警察本部に提出し、承認を受けること。

第２　車台及び車体

ベースとなる車両は、乗車定員５人以上、４ＷＤ、ＡＢＳ付、ＡＴ車、４ドア、全長４．９０メートル以上のハイルーフバン型で寒冷地仕様のものであること。

第３　装備

当該車両には、次のものを装備すること。

１　リヤーウインドーデフォッガー
２　リヤワイパー
３　ラジオ（ＡＭ／ＦＭ）
４　デジタル時計
５　シガーソケット
６　サンバイザー（運転席、助手席）
７　サイドバイザー（運転席、助手席）
７　フォグランプ
８　エアコン（前席、後席）
９　リヤヒーター
10　パワーウインドー（運転席、助手席ドア）
11　パワーステアリング
12　フロントアンダーミラー
13　リヤアンダーミラー
14　バックビューモニター
15　運転席ドアポケット（Ａ４サイズ）
16　運転席集中ドアロック
17　エアバック（運転席、助手席）
18　運転室内に助手席用後写鏡
19　助手席で筆記が容易にできるスポットライト又はマップライト
20　後部室内ガラススモークフィルム貼り
21　バックブザー
22　ステップ付リヤバンパー
23　キー付車検証入れ

第４　指定装置

１　反転式警光灯

(1)　反転式警光灯をルーフ上の指定する位置に取付けること。

(2)　構造等は、電気的操作によりルーフ上にセットされ、反転して室内に格納される構造のもので、いずれも３秒以内に作動するものであること。

(3)　規格は、関係法規に適合する流線型一灯式のもので、当警察本部の承認を受けたものであること。

(4)　取付けにあたっては、警光灯の重量及び振動に十分耐え、回転音が室内に異常に共振しないようにすること。

(5)　警光灯格納時のルーフ上面は、外観上目立たないように極力滑らかに仕上げ、蓋部は、車両の塗色と同色にすること。また、室内の格納ケースは、必要な強度を有するとともに、乗務員が車両のゆれや乗降の際の接触等で怪我をすることのないよう、緩衝材を張付け、外観を内張材と同様の素材で仕上げること。

２　補助警光灯

(1)　ＬＥＤ式の補助警光灯２個を取付けること。

(2)　規格は、関係法規に適合するもので、当警察本部の承認を受けたものであること。

(3)　取付位置は、フロントグリル部位（内側）へ左右対称に取付けすること。

(4)　サイレンアンプのスイッチと連動して点滅式に点灯すること。

３　サイレン式アンプ及びスピーカー

(1)　サイレン式アンプをセンターコンソール等の、当警察本部の承認を受けた部位に取付ること。

(2)　規格は、関係法規に適合するもので、当警察本部の承認を受けたものであること。

(3)　マイクロホンによる音声増幅及びサイレン音が、ミキシング放送できる５０Ｗ拡声装置（ハンドマイク及びハンガー付き）を取付けること。

(4)　５０Ｗサイレン用スピーカーをフロントタイヤハウス付近の、当警察本部の承認を受けた部位に取付けること。

４　警光灯用スイッチ

(1)　警光灯スイッチは、サイレン用アンプ組み込みのものを使用すること。

(2)　以下の機能を有する独立のスイッチをそれぞれ設けること。

ア　反転式警光灯が反転する。

イ　反転式警光灯が回転し、連動してＬＥＤ式補助警光灯が点滅する。

ウ　サイレンにより一挙動で、反転式警光灯が反転・回転し、連動してＬＥＤ式補助警光灯が点滅する。

５　空中線受台及び無線機遠隔操作部格納装置

(1)　空中線受台をルーフ上の承認を受けた部位（干渉を防止するため警光灯等から

必要な距離を置くこと）に設け、穴あけ部には鋼鉄製又はラバー製のカバー（漏水防止に留意したもので簡単に取り外せるもの）を取付けること。

(2)　空中線受台から運転席後部の無線機本体設置位置まで同軸ケーブル５Ｄ－ＦＢ（運転席座席底部から２ｍの長さを有すること）を架設すること。

(3)　助手席コンソールボックス部分に無線機遠隔操作部格納装置部を設けること。なお、雑音防止を施すこと。

(4)　無線機用電源ケーブル（５ｓｑ）を無線本体設置位置まで架設し、バッテリー正極側にヒュージブルリンク（３０Ａ）を設けること。

(5)　無線機遠隔操作部付近と運転席後部の２ヶ所に電源中継端子を設けること。また、端子の室内側にヒューズ（１５Ａ）を正負極双方に取付けること。

6　バッテリー

バッテリーは、装備電装品全作動時でも対応できる容量のものであること。

第5　荷室等

1　後部座席は折りたたみ可能なものとすること。

2　荷室内に取調べ用机を設けること。机は分割して折りたたみ、サイドパネルに固定収納できること。

3　折りたたみ式椅子4脚をサイドパネル左右に2脚ずつ固定できる装置を取付けること（折りたたみ椅子4脚は不要）。

4　折りたたみ式机及び椅子の収納時、走行による振動音を発しないよう、ベルト等の固定用具を設けること。

5　荷室床面に固定用の埋込型フックを4箇所設けるとともに、固定用バンド2本を取付けること。

6　荷室天井に室内蛍光灯(ＬＥＤ型照明１０Ｗ)を2基設けること。（メインスイッチ及び独立スイッチ付)

7　荷室内警杖格納装置（両端保持型：２本組み）を2基設けること。

第6　塗色

塗色は白色とする。

第7　付属品

1　車載用消火器（０．５リットル以上）　１本

2　足マット（運転室、後部室）　１式

3　標準工具　１式

4　取扱説明書　１部

第8　その他

1　警察本部が特に必要と認めた場合は、中間検査を実施するものとする。

2　納入車両は「登録済み」のものであって、登録から納入に要する一切の経費は契約業者の負担とする。ただし、重量税及び自賠責保険料は除く。

3　この仕様書により難い事項及び定めのない事項については、警察本部と協議し承

認を受けること。

4　納車場所は、青森市内の当警察本部の指定した場所とする。

別紙

レーダー搭載車提出図面

1　全体図（指定部品等取付部位表示）
2　警光灯取付関係図（補強図）
3　空中線受台、無線機遠隔操作部格納装置取付関係図
4　配線図（雑音防止器、ヒューズ等には容量記入）

仕様書最終確認

検問車仕様書

青森県警察本部警務課

検問車

第１　仕様総説

１　この車両は、主として交通取締用に使用するものであって、この仕様書に示す諸装置を備え、構造堅牢で性能良好なものとし、かつ「道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）」を満足するものであること。

２　契約業者は、この仕様書に基づき別紙に示す提出図面のほか、諸元表、制作工程表各１部を警察本部に提出し、承認を受けること。

第２　車台及び車体

ベースとなる車両は、乗車定員５人以上、４ＷＤ、ＡＢＳ付、ＡＴ車、４ドア、全長４．９０メートル以上のハイルーフバン型で寒冷地仕様のものであること。

第３　装備

当該車両には、次のものを装備すること。

１　リヤーウインドーデフォッガー
２　リヤワイパー
３　ラジオ（ＡＭ／ＦＭ）
４　デジタル時計
５　シガーソケット
６　サンバイザー（運転席、助手席）
７　サイドバイザー(運転式、助手席)
８　フォグランプ
９　エアコン（前席、後席）
10　リヤヒーター
11　パワーウインドー（運転席、助手席ドア）
12　パワーステアリング
13　フロントアンダーミラー及びリヤアンダーミラー
14　運転席ドアポケット（Ａ４サイズ）
15　バックビューモニター
16　運転席集中ドアロック
17　エアバック（運転席、助手席）
18　運転室内に助手席用後写鏡
19　助手席で筆記が容易にできるスポットライト又はマップライト
20　後部室内ガラススモークフィルム貼り
21　バックブザー
22　ステップ付リヤバンパー
23　キー付車検証入れ

第４　指定装置

1　反転式警光灯

(1)　反転式警光灯をルーフ上の指定する位置に取付けること。

(2)　構造等は、電気的操作によりルーフ上にセットされ、反転して室内に格納される構造のもので、いずれも３秒以内に作動するものであること。

(3)　規格は、関係法規に適合する流線型一灯式のもので、当警察本部の承認を受けたものであること。

(4)　取付けにあたっては、警光灯の重量及び振動に十分耐え、回転音が室内に異常に共振しないようにすること。

(5)　警光灯格納時のルーフ上面は、外観上目立たないように極力滑らかに仕上げ、蓋部は、車両の塗色と同色にすること。また、室内の格納ケースは、必要な強度を有するとともに、乗務員が車両のゆれや乗降の際の接触等で怪我をすることのないよう、緩衝材を張付け、外観を内張材と同様の素材で仕上げること。

2　補助警光灯

(1)　ＬＥＤ式の補助警光灯２個を取付けること。

(2)　規格は、関係法規に適合するもので、当警察本部の承認を受けたものであること。

(3)　取付位置は、フロントグリル部位（内側）へ左右対称に取付けすること。

(4)　サイレンアンプのスイッチと連動して点滅式に点灯すること。

3　サイレン式アンプ及びスピーカー

(1)　サイレン式アンプをセンターコンソール等の、当警察本部の承認を受けた部位に取付ること。

(2)　規格は、関係法規に適合するもので、当警察本部の承認を受けたものであること。

(3)　マイクロホンによる音声増幅及びサイレン音が、ミキシング放送できる５０Ｗ拡声装置（ハンドマイク及びハンガー付き）を取付けること。

(4)　５０Ｗサイレン用スピーカーをフロントタイヤハウス付近の、当警察本部の承認を受けた部位に取付けること。

4　警光灯用スイッチ

(1)　警光灯スイッチは、サイレン用アンプ組み込みのものを使用すること。

(2)　以下の機能を有する独立のスイッチをそれぞれ設けること。

ア　反転式警光灯が反転する。

イ　反転式警光灯が回転し、連動してＬＥＤ式補助警光灯が点滅する。

ウ　サイレンにより一挙動で、反転式警光灯が反転・回転し、連動してＬＥＤ式補助警光灯が点滅する。

5　空中線受台及び無線機遠隔操作部格納装置

(1)　空中線受台をルーフ上の承認を受けた部位（干渉を防止するため警光灯等から必要な距離を置くこと）に設け、穴あけ部には鋼鉄製又はラバー製のカバー（漏

水防止に留意したもので簡単に取り外せるもの）を取付けること。

(2)　空中線受台から運転席後部の無線機本体設置位置まで同軸ケーブル５Ｄ－ＦＢ（運転席座席底部から２ｍの長さを有すること）を架設すること。

(3)　助手席コンソールボックス部分に無線機遠隔操作部格納装置部を設けること。なお、雑音防止を施すこと。

(4)　無線機用電源ケーブル（５ｓｑ）を無線本体設置位置まで架設し、バッテリー正極側にヒュージブルリンク（３０Ａ）を設けること。

(5)　無線機遠隔操作部付近と運転席後部の２ヶ所に電源中継端子を設けること。また、端子の室内側にヒューズ（１５Ａ）を正負極双方に取付けること。

6　バッテリー

バッテリーは、装備電装品全作動時でも対応できる容量のものであること。

第５　荷室等

1　運転席後側の後部座席前に、筆記用の折りたたみ式の机（４５ｃｍ×２５ｃｍ）を取付けること。折りたたみ式机の収納時、走行による振動音を発しないよう、ベルト等の固定用具を設けること。

2　後部座席右側後に鍵付きのＡ４版サイズの２段キャビネットを横向きに取付けること。

3　上記の２段キャビネットの右横から右後タイヤ上部付近まで、奥行３５ｃｍの折りたたみ式の机を取付けること。

4　左後タイヤハウス後付近に、折りたたみ式椅子４脚を固定できる装置を取付け、折りたたみ椅子４脚を付属すること。椅子の収納時、走行による振動音を発しないよう、ベルト等の固定用具を設けること。

5　荷室床面に固定用の埋込型フックを４箇所設けるとともに、固定用バンド２本を取付けること。

6　荷室天井に室内蛍光灯（ＬＥＤ型照明１０Ｗ）を２基設けること。（メインスイッチ及び独立スイッチ付）

7　後部座席と荷室の間に仕切りカーテンを設けること。

8　荷室内警杖格納装置（両端保持型：２本組み）を２基設けること。

9　荷室内ルーフサイド部にメッシュ式物入れを１箇所設けること。

第６　塗色

塗色は白色とする。

第７　付属品

1　車載用消火器（０．５リットル以上）　１本

2　足マット（運転室、後部室）　１式

3　標準工具　１式

4　取扱説明書　１部

第８　その他

1　警察本部が特に必要と認めた場合は、中間検査を実施するものとする。

2　納入車両は「登録済み」のものであって、登録から納入に要する一切の経費は契約業者の負担とする。ただし、重量税及び自賠責保険料は除く。

3　この仕様書により難い事項及び定めのない事項については、警察本部と協議し承認を受けること。

4　納車場所は、青森市内の当警察本部の指定した場所とする。

別紙

検問車提出図面

1　全体図（指定部品等取付部位表示）
2　警光灯取付関係図（補強図）
3　空中線受台、無線機遠隔操作部格納装置取付関係図
4　配線図（雑音防止器、ヒューズ等には容量記入）

（別紙）入札書参考書式

年　　月　　日

青森県知事　　　　　　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　　　　　　　　　　　㊞
（委任代理人　　　　　　　　　　　　㊞）

入　　札　　書

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
金　額 (税抜)									

品　　名　　　　①レーダー搭載車　②検問車

数　　量　　　　３台（内訳　①２台　②１台）

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦長とする。

第１号様式（第６条関係）

年　月　日

青森県出納局会計管理課長　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　　　　　　　　　　㊞
担当者氏名
連　絡　先

入札説明書等に関する質問書

公　告　日	平成２４年7月１８日
品　　名	①レーダー搭載車　②検問車
質　問　事　項	

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦長とする。

第２号様式（第６条関係）

年　　月　　日

青森県出納局会計管理課長

入札説明書等に関する質問書に対する回答書

公　　告　　日	平成２４年７月１８日
品　　　　名	①レーダー搭載車　②検問車
質　　問　　事　　項	
回　　　　答	

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦長とする。

第３-１号様式（第７条関係）

年　　月　　日

青森県知事　　　　　　　　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞
担当者氏名
連　絡　先

制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

平成２４年７月１８日付けで公告した制限付き一般競争入札に参加したいので、その資格の確認について、納入実績証明書を添えて、下記のとおり申請します。

なお、この申請書の内容についてはすべて事実と相違ないことを誓約します。

記

１　品　　名　　　　　　①レーダー搭載車　②検問車

２　業者番号及び等級格付

３　登録営業品目

４　申請日現在の指名停止措置の有無

　　　　有　・　無

５　誓約事項

　次の各号について、誓約します。

(1)　地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当していないこと。

(2)　同条第２項に規定する要件に該当していないこと。

注１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦長とする。

２　知事が指定した営業品目が競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、納入実績証明書の提出を要しない。

第３-２号様式（第７条関係）

納 入 実 績 証 明 書

年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　　　　　　　　　㊞

平成２４年７月１８日付けで公告した制限付き一般競争入札に係る調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

１　品　名　　①レーダー搭載車　②検問車

２　過去５年間の納入実績（同一の種類の物品を含む。）

品　名	規　格	納入年度	納入先	納入数量	備　考

３　添付書類
　契約書（写）その他実績を確認することができる書類

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦長とする。

（参考様式）

委　　　　　　任　　　　　　状

平成　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　　　　　　　　　㊞

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者　所在地又は住所
商号又は名称
職氏名

代理人使用印鑑

記

入札件名　①レーダー搭載車　②検問車

入札期日　平成２４年８月３日

入札場所　県庁東棟１階　出納局会計管理課入札室